

令和 8 年度

かがわ中小事業者^{コ ツ コ ツ}CO₂CO₂削減支援補助金

募集要領

令和 8 年 5 月

令和 8 年 8 月一部改定

**香川県環境森林部環境政策課
カーボンニュートラル推進室**

【令和 8 年 8 月一部改定について】

- 再エネ（太陽光発電設備）について、受付期間を 11 月 30 日（月）まで延長します。
- 省エネ改修設備（空調・照明・給湯）については、5 月 29 日（金）に申請受付を終了しています。

【注意事項】

- 交付決定となった場合でも、令和 9 年 2 月 1 日（月）までに事業を完了できない場合は補助金の支給ができなくなりますので、期間内に完了が可能な取組みを事業計画に記載してください。
また、補助金の補助対象は、交付決定後に着手、実施、令和 9 年 2 月 1 日（月）までに支払いが完了した経費であって、証拠書類等により補助対象経費として確認できるものに限られます。

■ 前年度（令和 7 年度）からの主な変更点 ■

【太陽光発電設備の出力要件について】（P.12 参照）

- ・ 太陽電池モジュール及びパワーコンディショナーの出力が 10kW 以上という要件を撤廃します。

【既存設備の撤去費について】（P.15 参照）

- ・ 設備の更新・入替に伴い、既存設備の取り外し・処分が新設の設備の設置にやむを得ず必要である場合には、必要最小限度の範囲の取り外し費用やこれらに伴う運搬費用及び処分費用に限り、交付対象となります。
- ・ 新規の設備設置の場合（太陽光発電設備）は、設置に伴い発生する必要最小限度の配管・配線等の取り外し費用やこれらに伴う運搬費用及び処分費用が対象となります。
- ・ ただし、有価物（鉄くず等）は処分利益に該当するため、処分費用から控除する必要があります。
- ・ 単なる設備等の撤去を行うことが目的の事業で、それに要する費用は交付対象外となります。

- ・なお、アスベストの調査費用や家電リサイクル法のリサイクル料金についても、交付対象外となります。

【併用住宅（事業所兼用住宅）における太陽光発電設備について】

- ・店舗、事務所等と兼用されている併用住宅については、これまで「かがわスマートハウス促進事業（重点対策加速化事業）補助金」の対象としていましたが、補助事業の見直しにより、令和8年度からは事業者向け補助金である「かがわ中小事業者 CO2CO2 削減支援補助金」の対象として取り扱います。
なお、蓄電池の設置は補助対象外となりますので、ご注意ください。

■ 申請前に必ずご確認くださいこと ■

- ・補助対象設備を設置する建物及び当該建物が所在する土地は、補助事業者が所有している必要があります。補助事業者と建物又は当該建物が所在する土地の所有者が異なる場合は、原則として申請できません。
- ・なお、次の※1 又は※2 に該当する場合に限り、事業実施に係る同意書の添付により申請することができます。（P.20 参照）
- ・設備自体は建物に設置する場合であっても、当該建物が所在する土地についても所有関係の確認が必要です。また、土地の地番が複数に分かれている場合、その全ての土地について申請者が所有している必要があります。
- ※1 補助事業者が個人事業主の場合は、配偶者又は1親等内の血族が所有している土地・建物である場合。
- ※2 補助事業者が法人の場合は、法人の役員又は子会社等・親会社等が、所有している土地・建物である場合。

■ その他の注意事項 ■

- ・その他にも変更点や注意事項がありますので、かがわ中小事業者 CO2CO2 削減支援補助金交付要綱及び本要領を十分にご理解いただいたうえで、手続きを適正に行ってください。

申請にあたっての注意事項

本補助金は、環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）を財源としており、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）、かがわ中小事業者CO2削減支援補助金交付要綱及び本要領をご理解のうえ、また、以下の点についても十分にご認識いただいたうえで、手続きを適正に行ってください。

- 1 申請は予算の範囲内で受け付け、提出書類に基づき、事業計画内容や導入設備等を審査した上、交付決定等を行います。申請された内容が補助対象経費であっても、書類不備等により減額あるいは不採択となる可能性があります。また、本事業で導入する設備については、国及び県からの他の補助制度と重複して補助を受けることはできません。
- 2 交付決定となった場合でも、令和9年2月1日（月）までに事業を完了できない場合は補助金の支給ができなくなりますので、期間内に完了が可能な取組みを事業計画に記載してください。また、補助金の補助対象は、交付決定後に着手、実施、令和9年2月1日（月）までに支払いが完了した経費であって、証拠書類等により補助対象経費として確認できるものに限られます。
- 3 交付決定後は、原則として、補助対象となる設備等の機種・型式及び設置場所等を申請書記載のものから変更することはできません。なお、変更についてやむを得ない理由がある場合に限っては、あらかじめ県へ変更承認申請を行い、県の承認を得てください。
- 4 事業が完了した日から起算して 30 日を経過した日又は令和9年2月1日（月）のいずれか早い日までに実績報告書を提出しなければなりません。
- 5 申請額の合計が予算額を超えた場合は受付を終了し、予算額を超えた当日に提出された申請受付分（郵送の場合は消印の日付を受付日とみなします）については、抽選により対象者を決定します。ただし、一定の補欠枠を設けることとします。事業の中止があった場合等には、補欠枠について、予算の範囲内で、追加で交付決定を行うことがあります。なお、補欠枠についても、県が交付決定する前に事前着手することは原則として補助対象となりませんのでご注意ください。
- 6 この補助金により取得した財産については、補助事業終了後も一定期間は処分（補助事業目的以外での使用、譲渡、担保提供、廃棄等）が制限され、適切に管理しなければなりません。また、取得財産について、財産の処分制限期間内に処分しようとするときは、事前に処分内容等について県の承認を受けなければならず、補助金の返還が生じる場合があります。
- 7 この補助金に関する収入・支出の帳簿や証拠書類は補助事業が完了した県

会計年度の翌年度から起算して5年間、他の書類と区分して保管しなければなりません。

- 8 補助金に係る全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に事実と異なる記述は行わないでください。虚偽の申請や不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付の決定の取り消しを行うとともに、支払い済みの補助金のうち、取り消し対象となった額を返還しなければなりません。補助金に係る不正行為に対しては、補助金適正化法第29条から第33条において、刑事罰等を科す旨が規定されています。
- 9 行政書士又は行政書士法人でない者が、業として他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することは行政書士法違反となります。行政書士法違反となることがないように十分に注意してください。
- 10 補助事業の進捗状況や補助金使用経費の検査のため、補助事業実施期間中及び完了後に、県や国の機関が実地検査に入ることがあります。なお、検査により補助金の返還命令等の指示がなされた場合には、これに従わなければなりません。

1 事業の目的

県内の事業者の脱炭素経営の推進のため、省エネルギー効果の高い設備や太陽光発電設備の更新等に対して、要する経費の一部を補助することにより、事業活動で発生する温室効果ガス排出の削減を図ることを目的としています。

2 補助事業者

(1) 補助対象者

- 県内に本社を有する中小企業等(*1)
- 県内に主たる事務所を有するその他の法人(*2)
- 県内に住所(*3)を有する個人事業者(*4)を対象とします。

ただし、事業収入（売上）を得ており(*5)、今後も事業を継続する意思がある者に限ります。なお、創業間もない場合は、令和8年4月28日までに開業届を提出し、かつ、事業実態（売上、仕入等が発生していること）がある者が対象となります。

(*1) 中小企業等とは

この補助金において中小企業等とは、①又は②の企業とします。

- ① 会社のうち、資本金の額又は出資の総額（※1）が10億円未満かつ常時使用する従業員の数が2,000人以下の企業（中小企業を除く）
- ② 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者であり、かつ資本金の額又は出資の総額（※1）が10億円未満の企業
＜中小企業基本法第2条に規定する中小企業者＞

業種 (業種分類は、日本標準産業分類に基づきます。)	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)	
	資本金の額又は 出資の総額（※1）	常時使用する 従業員の数（※2）
①製造業・建設業・運輸業その他の業種 (②～④を除く。)	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下

(*2) その他の法人とは

次のいずれかに該当する公益財団法人、公益社団法人、一般財団法人、一般社団法人、社会福祉法人、医療法人、農業法人、NPO法人等が対象になります。

- ① 資本金の額又は出資の総額（※1）が10億円未満であること
- ② 資本金の額又は出資の総額（※1）が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下であること

- ③ 組合若しくはその連合会又は一般社団法人については、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が個人又は①、②のいずれかを満たす法人であること

(*3) この補助金において住所とは、住民票上の住所とします。

(*4) 個人事業者とは

フリーランスを含む個人事業者（農業や漁業なども含む。）が対象になります。

(*5) 事業収入又は事業実態の確認について

申請に当たっては、提出書類により確認させていただきます。詳細については、「交付申請提出書類」をご参照ください。

(※1) 資本金の額又は出資の総額について

「基本金」を有する法人については「基本金の額」と、一般財団法人については「当該法人に拠出されている財産の額」と読み替えることとします。

(※2) 常時使用する従業員の数について

本事業における「常時使用する従業員の数」は申請時点の数とします。なお、以下の方は「常時使用する従業員」の数に含めないものとします。

- ・会社役員（ただし、従業員との兼務役員は「常時使用する従業員」に含まれます。）
- ・個人事業者本人及び同居の親族従業員
- ・（申請時点で）育児休業中・介護休業中・傷病休業中又は休職中の社員（法令や社内就業規則等に基づいて休業・休職措置が適用されている者）
- ・以下のいずれかの条件に該当する、パートタイム労働者等
 - ①日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて雇用される者、又は季節的業務に4か月以内の期間を定めて雇用される者、試用期間中の者（ただし、所定の期間を超えて引き続き雇用されている者（試用期間中の者については、14日を超えて引き続き雇用されている者）は「常時使用する従業員」に含まれます。）

②所定労働時間が同一の事業所に雇用される「通常の従業員（*）」の所定労働時間に比べて短い者

*「通常の従業員」について

本事業における通常の従業員とは、社会通念に従い、事業所において通常の従業員と判断される従業員とします。労働契約の期間の定めがない、長期雇用を前提とした待遇を受ける賃金体系である等、雇用形態、賃金体系などを総合的に勘案して判断することになります。

例えば、事業所にいわゆる正規型の従業員がいない場合、フルタイムの基幹的な働き方をしている従業員がいれば、その従業員が通常の従業員となり、その従業員より所定

労働時間が短い従業員（1日又は1週間の労働時間及び1か月の所定労働日数が、通常の従業員の4分の3以下である。）はパートタイム労働者とします。パートタイム労働者に該当するのは、「1日の労働時間及び1か月の所定労働日数が4分の3以下」か、「1週間の労働時間及び1か月の所定労働日数が4分の3以下」の場合に限ります。なお、1か月とは、本補助金申請月の前月となります。

【補助対象外となる者】

- ① 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けた者
- ② 過去6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされた者。ただし、次に掲げる者を除く。
 - ア 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
 - イ 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者
- ⑤ 債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始決定がなされた者
- ⑥ 県税その他の租税を滞納している者
- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- ⑧ 営業に関して必要な許認可等を取得していない者
- ⑨ 国、法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する公共法人
- ⑩ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業（店舗型性風俗特殊営業に限る。）に係る同条第13項に規定する「接客業務受託営業」を行う事業者、並びにこれらの営業の用に供される事業所において補助対象設備を設置しようとする者
- ⑪ 政党その他の政治団体
- ⑫ 宗教上の組織又は団体（ただし、旅館業法（昭和23年法律第138条）第3条第1項の許可又は食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項の許可を受けている組織又は団体であって、宿坊等を運営するもの（*）を除く。）
 - * 宿坊等を運営する組織又は団体については、当該宿坊等の運営にかかる事業のみを対象とします。
- ⑬ 上記に掲げる者のほか、補助金の趣旨・目的に照らして適当でないと知事が判断する者

3 補助対象設備

本事業では、補助対象者が所有する香川県内の事業所において、設置に際して工事を伴う設備を対象とします。

交付申請については、同一の補助対象者は、省エネ設備・再エネ設備ごとに同一年度内に各一回申請することができます。同時に省エネ設備及び再エネ設備について申請する場合及び複数の事業所について申請する場合は、一回の申請にまとめてください。

- ① 高効率空調機器
- ② 高効率照明機器
- ③ 高効率給湯機器
- ④ 太陽光発電設備

ただし、次のような設備・事業は対象となりません。

- (1) 上記の補助対象設備等に対して、国及び県から他に補助金、助成金その他これらに類する交付金を受ける又は受ける見込みのもの
- (2) 工事を伴わない設備で、消耗品（ＬＥＤ電球等）の購入に当たるもの
- (3) 併用住宅（事業所兼用住宅）のうち居住部分の省エネ設備は対象外とする。
- (4) 不動産業に係る家庭用需要であるもの

4 補助対象設備の補助条件

補助対象者が所有する香川県内の事業所において導入する下記の設備を対象とします。

なお、補助対象設備を設置する建物及び当該建物が所在する土地は、補助事業者が所有している必要があります。補助事業者と建物又は当該建物が所在する土地の所有者が異なる場合は、原則として申請できません。

なお、次の※１又は※２に該当する場合に限り、事業実施に係る同意書（任意様式、同意者（土地又は建物の所有者）の署名もしくは記名押印が必要）の添付により申請することができます。なお、設備自体は建物に設置する場合であっても、当該建物が所在する土地についても所有関係の確認が必要です。また、土地の地番が分かれている場合、全ての土地を申請者が所有している必要があります。

※１ 補助事業者が個人事業主の場合は、配偶者又は１親等内の血族が所有している土地・建物である場合。

※２ 補助事業者が法人の場合は、法人の役員又は子会社等・親会社等が、所有している土地・建物である場合。

香川県が環境省の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」の交付決定を受けた日（令和８年４月２８日）より前に工事契約を交わしたものは、本補助金の補助対象となりませんので、ご注意ください。

また、**県が交付決定する前に事前着手（※）することは原則として補助対象**

となりませんが、やむを得ない理由により、交付決定前に事前着手する必要がある場合は、事前着手申請書により、事前に県に申請して、必ず承認を得てください。交付決定前に事前着手申請がされた場合であっても、補助金の交付決定を確約するものではありません。

交付決定された事業者は、温室効果ガスの削減等を定めた計画の策定及び報告が必要となります（P26 参照）。

（※）工事着工日を指し、関連工事が開始される日をいいます。

新築の事業所（建築物）に太陽光発電設備を設置する場合、令和 9 年 2 月 1 日（月）までに建物の全部事項証明書を提出できない場合は、補助対象設備に該当しませんので、ご注意ください。

（１）省エネ設備

補助対象者が所有する香川県内の事業所（既存建築物）において、既存設備に代えて導入する設備で既存設備と同一の目的で使用し、使用用途が同じであり、かつ、設置に際して工事を伴う設備を対象とします。

補助対象となる設備は、更新する対象設備ごとに下記に記載した補助の条件を満たす必要があり、さらに更新設備は既存の設備と比較してエネルギー消費量が削減される設備で、かつ、中古でない設備です。

対象設備	補助の条件
① 高効率空調機器 【更新】（※1）	対象施設に設置するものであり、従来の空調機器等に対して、30%以上の省 CO2 効果（※2）が得られるもの。
② 高効率照明機器 【更新】（※1）	対象施設に設置するものであり、従来の照明機器等に対して、省CO2効果が得られ、調光制御機能を有する L E D（※3）に限る。
③ 高効率給湯機器 【更新】（※1）	対象施設に設置するものであり、従来の給湯機器に比して、30%以上の省CO2効果（※2）が得られるもの。

※1 「更新」とは既存設備を除却（廃棄等）し、新しい設備に入れ替えることであり、増設や一時的な代替、既存設備の改修・修繕は補助対象外とする。

※2 「30%以上の省 CO2 効果」とは、更新前後において、設備に応じたエネルギーを消費することによって発生する CO2 量を比較（設備の効率向上及び燃料転換による CO2 発生量差を加味）し、発生する CO2 発生量が 70%以下になることをいう。

ただし、電力会社変更による CO2 削減効果排出係数変更を加味しないものとする。また、複数の機器を対象に申請している場合は、機器ごとに条件を満たすものとする。

※3 「調光制御機能を有するLED」とは、a.スケジュール制御（あらかじめ設定したタイムスケジュールに従い、個別回路、グループ化又はパターン化した回路を自動的に点滅又は調光制御する機能）、b.明るさセンサ（※）による制御（明るさセンサからの信号により、自動的に点滅又はあらかじめ設定した照度に調光制御する）、c.在/不在調光制御（人感センサ又は微動検知人感センサからの信号により、あらかじめ設定した個別回路を点滅又は調光制御する）のいずれかの機能を有するLEDのことを指す。

（※）明るさセンサの条件が変更となっておりますのでご確認ください。

従来の一定照度制御に加え、自動的な点滅制御も対象となります。

変更前：明るさセンサによる一定照度制御（明るさセンサからの信号により、あらかじめ設定した照度に調光制御する）

変更後：明るさセンサによる制御（明るさセンサからの信号により、自動的に点滅又はあらかじめ設定した照度に調光制御する制御）

（2）再エネ設備

補助対象となる設備は、補助対象者が所有する香川県内の事業所の敷地内に設置する太陽光発電設備であって、自ら発電した電力を、当該事業所において、事業活動のために使用する設備（自家消費型太陽光発電設備）です。

対象設備	補助の条件
① 太陽光発電設備	次の(ア)～(シ)の全てを満たすもの。 (ア) 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させるものであること。ただし、離島等供給約款において、再エネ供給に係る定めがない場合、1時間ごとの再エネ発電量の実績と需要量の実績を把握・管理し、再エネ電力供給と民生電力需要を実質的に紐付けること等により、前段の環境価値の帰属に係る要件を満たしていると見なすものとする。 (イ) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度（以下「FIT」という。）の認定又はFIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しないこと。 (ウ) 電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。 (エ) 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）及び「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施す

	ること（ただし、専ら FIT の認定を受けた者に対するものを除く。）。特に、次の（a）～（l）をすべて遵守していること。 （a）地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。 （b）関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。 （c）防災、環境保全、景観保全を考慮し交付対象設備の設計を行うよう努めること。 （d）一の場合において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。詳細は「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」（資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課再生可能エネルギー推進室）を参照のこと。 （e）20kW 以上の太陽光発電設備の場合、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識（交付対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、本交付金により設置した旨を記載したもの）を掲示すること。（屋根置きの場合には省略可能） （f）電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。 （g）設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。 （h）接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。 （i）防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。 （j）交付対象設備を処分する際は、関係法令（立地する自治体の条例を含む。）の規定を遵守すること。 （k）交付対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適
--	--

	切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。 (イ) 災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に参加するよう努めること。 (オ) 対象施設の存する同一事業所の敷地内に太陽光発電設備を設置すること。 (カ) 中古設備でないこと。 (キ) 発電した電力量及び発電した電力の使用量を明らかにする機器を備えること。 (ク) P P A (第三者所有モデル) 方式や設備のリースでないこと。 (ケ) <u>本事業により導入する太陽光発電設備で発電する電力量の 50%以上を同一事業所の敷地内で使用(自家消費)すること。</u> (コ) 法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度への登録を行わないこと。 (サ) 令和 8 年度かがわスマートハウス促進事業(重点対策加速化事業)補助金を活用して導入する設備でないこと。 (ス) 香川県事業者の未来への投資を応援する総合補助金を活用して導入する設備でないこと。 ※太陽電池モジュール及びパワーコンディショナーの出力が 10kW 以上という要件を撤廃します。
--	--

《設備導入に係る留意事項》

- ※ 1 太陽光発電設備の設置にあたっては、休業日における稼働や事業の季節的な変動要因なども含めて、事業活動に要する電力消費量を把握し、必要量に見合った設備を導入してください。
- ※ 2 申請前に必ず現場調査を行い、屋根の形状、影になる障害物の有無、建物の耐荷重、防水工事の必要性の有無、配線のルートなどを検討した上で設置場所を決定してください。
- ※ 3 太陽電池モジュールの反射光による周辺施設への影響について事前に十分確認し、施設の所有者などとトラブルにならないようにしてください。
- ※ 4 太陽光発電設備の施工中の工事現場においては、仮設物等も含め、現場の安全管理を適切・確実に行い、災害被害の未然防止に努めてください。なお、万が一、設置した(施工中の)設備において、災害被害や事故が発生した場合は速やかに県に報告してください。
- ※ 5 新築の事業所(建築物)に太陽光発電設備を設置する場合、令和 9 年 2 月 1 日(月)までに建物の全部事項証明書を提出できない場合は、補助対象設備に該当しませんので、ご注意ください。

5 補助率及び補助金額

補助率及び補助金額は、次表のとおりです。

なお、補助金は予算の範囲内で交付しますので、採択されても申請された金額の全額が交付されるとは限りません。複数の事業を申請した場合、申請された事業のうち一部の事業のみが採択される可能性もあります。

区分	省エネ設備	再エネ設備
補助率等	補助対象経費の2分の1以内	太陽光発電設備に係る公称最大出力（定格出力）の合計値のkW数（※1）×5万円
補助下限額	25万円	5万円
補助上限額	150万円	200万円
その他	・補助対象設備ごとに補助対象経費の総額が50万円を下回る事業については、補助の対象としません。	（※1）太陽光発電設備の公称最大出力の合計値とは「太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値」と「パワーコンディショナーの定格出力の合計値」のいずれか低い方の値をいい、小数点以下を切り捨てます（※）。
	・補助金額は千円単位とし、端数が出た場合は切り捨てます。 ・省エネ設備と再エネ設備の両方を申請する場合（例：空調機器と太陽光発電設備を合わせて導入）は、それぞれの補助上限額を合算して最大350万円まで申請することができます。 ・複数の省エネ設備を更新する場合（例：照明機器と空調機器を合わせて導入）において、補助金の上限額は150万円です。	

（※）太陽電池モジュール及びパワーコンディショナーの出力が10kW以上という要件を撤廃します。

6 補助対象経費

補助対象経費は次の経費です。なお、消費税及び地方消費税は補助対象経費としません。

1件あたり100万円（税込）を超える発注にあたっては、同等品について2者以上の見積書を徴取し、より安価な発注先を選んでください。ただし、発注する事業内容等の性質上、2者以上から見積書の徴取が困難な場合は、該当企業等を契約の相手方とする理由書を提出してください。

区分	費目	細分	内容
工事費	本工事費 （直接工事費）	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料

			(経済調査会編)等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を参考として、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用) ②水道、光熱、電力料(事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料) ③機械経費(事業を行うために必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く。)) ④負担金(事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費)
	本工事費 (間接工事費)	共通仮設費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、次の費用をいう。 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 ②準備、後片付け整地等に要する費用 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 ④技術管理に要する費用 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。
		一般管理費	事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作

			に要する経費をいう。
	測量・試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。
設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。

《補助対象とならない主な経費》

次のような経費は、補助対象となりません。

また、補助対象経費と補助対象外経費で共通する経費がある場合は、補助対象経費と補助対象外経費の内訳（直接工事費）の割合で按分して計上してください。

＜具体例＞

- ・ 公租公課（消費税及び地方消費税等）
- ・ 単なる設備等の撤去を行うことが目的の事業で、それに要する費用 **(※)**
- ・ 有価物（鉄くず等）の処分利益に該当する部分
- ・ アスベストの調査費用
- ・ 家電リサイクル法のリサイクル料金
- ・ 過剰な設備、予備用の設備、本事業以外において使用することを目的としたもの
- ・ 土地・建物の取得、賃貸、管理等に要する費用
- ・ 設備を設置するための基礎工事に要する費用
- ・ 本事業と直接関係のない工事に要した費用
- ・ 設備導入後に稼働させるための燃料費、その他のランニング費用
- ・ 太陽光発電設備の接続申請等の手続に要する費用
- ・ 中古品、中古品を導入する費用
- ・ 各種保証料、保守料
- ・ 官公署に支払う手数料等（印紙代等）、振込手数料等
- ・ 自社内部の取引によるもの
- ・ 住宅用途の建物で使用する設備（戸建て住宅及び集合住宅）における空調設備、照明設備等

など

(※) 設備の更新・入替に伴い、既存設備の取り外し・処分が新設の設備の設置にやむを得ず必要である場合には、必要最小限度の範囲の取り外し費用やこれらに伴う運搬費用及び処分費用に限り、交付対象となります。また、新規の設備設置の場合は、設置に伴い発生する必要最小限度の配管・配線等の取り外し費用やこれらに伴う運搬費用及び処分費用が対象となります。

対象となる撤去費の考え方について、次ページに補足します。

■対象となる撤去費の考え方について■

設備の更新・入替のように、既存設備の取り外し・処分が新設の設備の設置にやむを得ず必要である場合には、必要最小限度の範囲の取り外し・処分費用に限り、交付対象となります。加えて、更新・入替でなく、新規の設備設置の場合は、必要最小限度の範囲の処分費用は対象となります。

具体的には、以下の費用が交付対象となります。

- (1)配管・配線・天井材・床材・壁材等の取り外し・処分費用
- (2)上記に伴う運搬費用及び処分費用

【上記の補足】

ケース 1

事業所の高効率空調の更新に伴い、室外機を取り外す場合の考え方

既存設備の空調設備を取り外しをしなければ、新たな設備導入ができないため、室外機を含む既存設備の取り外し・処分費用は必要最小限度の範囲に限り、交付対象となります。

ケース 2

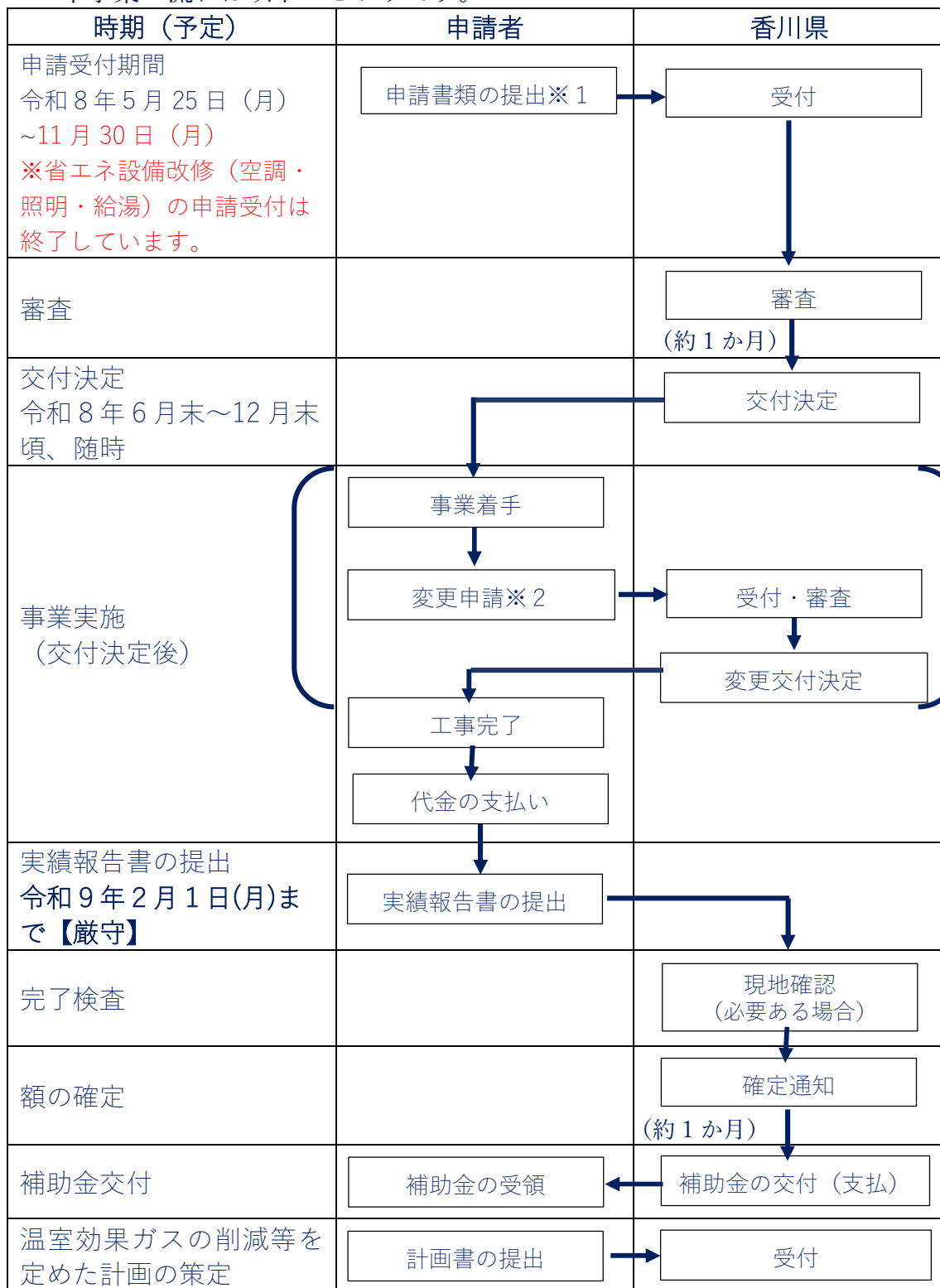
事業所の屋根に太陽光発電設備の新設にあたり、屋根にあるアンテナ機を撤去する場合の撤去費の考え方

同機能の設備の入替・更新ではないため、この場合の通信機（アンテナ）の撤去費用は交付対象外となります。ただし、太陽光発電設備の新設に伴い発生した廃材等の運搬費用及び処分費用は必要最小限度の範囲に限り、交付対象となります。

7 補助金交付申請手続き等

(1) 事業の流れ

本事業の流れは以下のとおりです。



提出期限 ：令和 9 年 8 月 2 日		
温室効果ガスの削減等を 定めた計画の報告 提出期限（3 か年） 各年度の翌年度 7 月 31 日	実施状況報告書の提出	受付

- ※ 1 やむを得ない理由により、交付決定前に事前着手する必要がある場合、事前着手申請書により、事前に県に申請して、必ず承認を得てください。
- ※ 2 事業内容を変更する場合は、事前に県に申請して、必ず承認を得てください。
- ※ 3 温室効果ガスの削減等を定めた計画の策定及び報告については、本要領「12 温室効果ガスの削減等を定めた計画の策定及び報告」及び「香川県生活環境の保全に関する条例に基づく地球温暖化対策計画・報告・公表制度の手引き」によるものとします。
- ※ 4 新築の事業所（建築物）に太陽光発電設備を設置する場合、令和 9 年 2 月 1 日（月）までに建物の全部事項証明書を提出できない場合は、補助対象設備に該当しませんので、ご注意ください。

（２）申請受付期間・提出先等

事項	内容
提出先	香川県環境森林部 環境政策課カーボンニュートラル推進室 再エネ・GX推進グループ 〒760-8570（県庁専用郵便番号ですので、郵送の場合は住所の記載は不要です） 香川県高松市番町四丁目 1 番 10 号 TEL 087-832-3215 E-mail kankyoseisaku@pref.kagawa.lg.jp
受付期間	令和 8 年 5 月 25 日（月）～11 月 30 日（月） 【必着】 <u>※省エネ設備改修（空調・照明・給湯）の申請受付は終了しています。</u> （受付時間） 上記期間中の午前 9 時～正午、午後 1 時～午後 5 時（土日祝を除く。）
提出方法等	受付期間内に、補助金交付申請提出書類を 1 部、申請者が提出してください。 ・持参の場合は受取りのみ行い、その場での審査は行いません。受付時間による有利不利はありません。上記期間及び受付時間以外の持参については、受け取りません。 ・郵送の場合は、簡易書留など送達を確認できる方法で送付してください。 <u>令和 8 年 5 月 25 日（月）以降の消印が有効となります。</u> ただし、5 月 23 日（土）及び 24 日（日）の消印に

	ついては、5月25日（月）の消印の日付とみなします。5月23日（土）から25日（月）のいずれの消印の日付であっても、日付による有利不利はありません。 ・消印の日付を受付日とみなしますが、令和8年 11月30日（月） 午後5時必着です。 ア 申請書類等への記入漏れに注意してください。 イ 添付書類の不備に注意してください。 ウ 申請書類等への記入漏れや添付書類に不備がある場合には、受付できないことがあります。 エ 交付申請書等が間違いなく県の補助金受付に到着しているかどうかは、補助事業者において配達記録で確認していただく必要があります。県では、未着のものについての確認はできませんので、ご注意ください。
--	--

（３）交付申請提出書類

- ・提出書類の用紙サイズは全てA4判で統一（A4判より小さい書類はA4判用紙に貼付／見積書等はA4判用紙にコピーしたものを提出。A4判より大きい書類は折り畳んで提出。）してください。
- ・書類は、次の所定の提出書類の番号順に揃え、ご提出ください。
- ・所定書類のほかにも、詳細の確認のため必要な資料の提出を求めることがあります。
- ・提出書類は、返却しません。

	提出書類
1	交付申請書(様式第1号)
2	事業計画書及び収支予算書(別紙1)
3	誓約書(別記様式第1号)
4	補助事業の実施にあたっての確認書(別記様式第2号) 省エネ設備の導入(その1)並びに太陽光発電設備の導入(その2)の様式がありますので、該当する様式にて作成のうえ提出すること。
5	見積書及び見積内訳書の写し(申請者と同一資本関係にない法人等から取得したもの) (1) 見積書は、次の条件を全て満たすものとする。 ① 1件あたり100万円超(税込み)を要するものについては、原則として2者以上から同一条件による見積りをとること。その場合には、複数業者の見積書及び見積内訳書の写しを添付すること。複数事業者の見積書及び見積内訳書の添付が困難な場合は、理由書を添付すること。申請者と同一資本関係にある法人等(関係会社等)の見積りは、複数者から取得したものとは認めない。 ② 補助対象事業所、補助対象設備ごと(高効率空調機器、高効率照明機器、高効率給湯機器)に分けて作成すること。 ③ 補助対象経費を税抜で表示すること。

	④補助対象経費と補助対象外経費が混在する見積書の場合、 (ア) 対象／対象外経費の区分を明示し、容易に判別できること。 (イ) 共通経費（労務費、諸経費、管理費など）・値引きは、対象／対象外経費ごとに按分してあること。 ※按分されていない場合、審査時に当該共通経費は全て補助対象外経費とし、当該共通の値引きは全て補助対象経費から控除して補助額を算出する。 ※各経費は、その内訳を明らかにした見積書を作成すること。 (ウ) 対象／対象外経費それぞれの合計額（税抜）を明示すること。 ⑤補助対象外経費が含まれていない見積書の場合は、含まれていない旨を明記すること（実績報告書提出時又は実地検査時に、補助対象外経費が別に取り引されていることを確認する場合があります。） <u>記載例：「補助対象外経費は含んでおりません。」</u> (2) 補助対象や補助対象外の経費が混在している場合や、共通経費や値引き区分の判断が容易にできない場合には、再提出を求める場合がある。 (3) 高所作業車、クレーン、足場など、補助対象経費と補助対象外経費で共通する経費は、補助金の対象／対象外経費に分けること。 (4) 見積書に取替、入替、交換、置換、差替、更新などと記載があるものは、補助金の対象／対象外経費に分けること。 (5) 見積書に記載されている費用について、費用の一部が補助対象として認められない場合は、補助対象外経費を除外して交付決定を行う。 (6) 補助対象外経費は、補助対象経費に含めない。交付決定後や補助金支払後であっても、補助対象外経費が含まれていると判断される場合は、補助金の返還等を求める。 (7) 補助事業に関して疑義が生じた場合や、実地検査等においては、申請者に説明義務が生じる。見積書に記載された機器の能力、工事の内容、補助対象外経費が控除されていることなど、見積書を徴取した設備業者から十分に説明を受け、工事等の内容を理解した上で申請すること。
6	設備を設置する建物・当該建物が所在する土地の全部事項証明書 ・申請日から3か月以内に発行された<u>建物及び当該建物が所在する土地の全部事項証明書</u>を提出すること。<u>設備自体は建物に設置する場合であっても、当該建物が所在する全ての土地についても提出すること。</u> ・建物の全部事項証明書に記載の地番が複数ある場合は、<u>当該地番の全てについて土地の全部事項証明書を提出すること。</u> ・<u>補助対象設備を設置する建物及び当該建物が所在する土地は、補助事業者が所有している必要があります。補助事業者と建物又は土地の所有者が異なる場合は、原則として申請できません。</u> ・<u>なお、次の※1又は※2に該当する場合に限り、事業実施に係る同意書（任意様式、同意者（土地又は建物の所有者）の署名もしくは記名押印が必要）の添付により申請することができます。</u> ・固定資産台帳の写しやインターネット登記情報提供サービスによるものの代用は、認めていない。

	・新築の事業所（建築物）に太陽光発電設備を設置する場合、建物の全部事項証明書は省略可。<u>ただし、令和9年2月1日（月）までに提出できない場合は、補助対象設備に該当しない。</u> ※1 補助事業者が個人事業主の場合は、配偶者又は1親等内の血族が所有している土地・建物である場合。 ※2 補助事業者が法人の場合は、法人の役員又は子会社等・親会社等が、所有している土地・建物である場合。
7	納税証明書(県税について滞納がないことの証明書) 申請日から3か月以内に発行された県税の完納証明書の原本を提出すること。
8	更新前後の設備の仕様内容が分かる書類 カタログ、仕様書の写し等。
9	建物全体の写真 補助対象システムを設置する建物の全体が分かるものを提出すること。
10	事業実施場所の位置図 更新前既存設備の位置図・設置状況写真（設置の全景と、製造年・型式等が確認できる写真。空調は室内機と室外機の両方の写真） 事業所周辺の見取図及び、建物等構造物の位置や設備の設置位置がわかるような事業所敷地内の見取図。
10	(太陽光発電設備を設置する場合) 単線結線図、システム系統図、機器配置図。
11	CO2削減効果計算書 ・補助対象設備の種類別に作成のうえ提出すること。 ・「CO2削減量の算定根拠が分かる書類」を添付すること。
12	(太陽光発電設備を設置する場合) 補助事業者が本事業で導入した太陽光発電設備で発電して自家消費する電力量が、当該太陽光発電設備で発電する電力量の50%以上であることを確認できる書類
13	(法人の場合)法人の登記事項証明書 ・申請日から3か月以内に発行された原本を提出すること。 ・登記をしていない場合は、定款など団体の所在地、規模、概要などが分かる書類を提出すること。
14	(資本金の額又は出資の総額が定められていない法人の場合) 常時使用する者の従業員数が分かる書類 労働保険の保険料申告書や会社等が発行する証明書など、常時使用する者の従業員数が2,000人以下であることを確認できる書類。
15	(組合若しくはその連合会又は一般社団法人の場合) その直接又は間接の構成員が要件を満たしていることを確認できる書類 役員名簿、組合員名簿など、構成員の3分の2以上が個人又は要件を満たす法人

	であることを確認できる書類。
16	(法人の場合)直近1期分の貸借対照表及び損益計算書 その他の法人の場合、直近の事業年度の年間収入が記載された書類[写し] ※設立後最初の決算期を迎えていない場合は、法人設立届出書[写し]
17	(個人事業者の場合)確定申告書の写し 直近（令和7年分）の確定申告書[写し]…第一表・第二表に加えて、白色申告の場合は収支内訳書（1・2面）、青色申告の場合は所得税青色申告決算書（1～4面）を提出してください。 ※確定申告書[写し]に加えて、次の書類を提出してください。 ・電子申告の場合⇒e-Tax から「メール詳細(受信通知)」を印刷したもの ・書面提出の場合⇒国の税務署が発行する「納税証明書(その2：所得金額の証明)」 ・日付・税務署名（業務センター名）が記載されたリーフレット[写し] ※確定申告の義務がない場合又はその他相当の事由により提出できない場合は、直近（令和7年度分）の住民税の申告書類[写し] ※創業後最初の決算期を迎えていない場合は、開業届[写し]（日付・税務署名（業務センター名）が記載されたリーフレット[写し]又は e-Tax により開業届を提出された場合は、「受付結果（受信通知）」を加えて提出してください。）。 また、事業実態（売上、仕入等が発生していること）が確認できるものを提出すること。
18	(個人事業者の場合)住民票※の原本 ・県内に住所があることが確認できるもの。 ・申請日から3か月以内に発行された現住所の住民票の原本を提出すること。 ※本籍地は不要、かつマイナンバーが記載されていないもの

8 審査及び交付決定

原則、先着順で受付します。ただし、申請額の合計が予算額を超えた場合は、募集期間中であっても受付を終了し、予算額を超えた当日に提出された申請（郵送の場合は消印の日付を受付日とみなします）については、抽選により対象者を決定します。採択事業者が決定しましたら、各申請者あてに文書により結果を通知します。ただし、一定の補欠枠を設けることとしています。事業の中止があった場合等には、補欠枠について、予算の範囲内で、追加で交付決定を行うことがあります。なお、補欠枠についても、県が交付決定する前に事前着手することは原則として補助対象となりませんのでご注意ください。

また、受付期間内に申請額合計が予算額に達しない場合は、受理した申請について、交付決定事務を行った後、当該年度の予算残額に応じてその範囲内において、追加募集を行う場合があります。

なお、補助金交付申請にあたって、次のことをあらかじめご承知ください。

- (1) 補助金は予算の範囲内で交付するため、採択されることになった場合にも、交付申請額どおりにならないことがあります。
- (2) 不明な点があれば、申請される前に必ずご連絡ください。なお、審査の途中経過及び審査結果についてのお問合せには、一切応じられません。
- (3) 交付決定額は補助金の上限を示すものであり、事業完了後、補助金の額の確定時に、交付決定額が減額される場合があります。
- (4) 交付決定後は、原則として、補助対象となる設備等の機種・型式及び設置場所等を申請書記載のものから変更することはできません。
- (5) 交付決定後、企業名、代表者・所在地の変更があった場合は、速やかに県に報告してください。
- (6) 本事業により取得した設備等は、善良なる管理者の注意義務を持って管理・保管してください。また、一定の期間は、処分（売却、廃棄、貸付等）することができません。
- (7) 県は、補助金の交付決定後に、申請件数、採択件数、補助事業者名、事業名、事業期間及び事業概要等を、県ホームページにおいて公表することがあります。

9 事業の変更

(1) 変更承認申請書の提出

交付決定後は、原則として、補助対象となる設備等の機種・型式及び設置場所等を申請書記載のものから変更することはできません。ただし、LEDの発光色の変更になる等の軽微な変更については、この限りではありません。

なお、変更についてやむを得ない理由がある場合に限っては、あらかじめ県へ変更承認申請を行い、県の承認を得てください。

(2) 変更承認申請の提出書類

	提出書類
1	変更承認申請書(様式第3号)
2	事業計画書及び収支予算書(別紙1) 交付申請書に添付した「事業計画書及び収支予算書」等を修正して提出すること。

10 事業の中止

(1) 中止承認申請書の提出

補助事業の全てを中止しようとするときは、中止承認申請書を提出しなければなりません。

(2) 中止承認申請の提出書類

	提出書類
1	中止承認申請書(様式第4号)
2	中止承認申請書に記載した中止の理由について関係する書類を添付してください

11 事業の完了及び補助金の支払い

(1) 実績報告書の提出

事業が完了した日から起算して 30 日を経過した日又は交付決定の日の属する年度の 2 月 1 日（月）のいずれか早い日までに実績報告の提出書類を 1 部、簡易書留など送達を確認できる方法により郵送してください。

(2) 提出先

〒760-8570 香川県高松市番町四丁目 1 番 10 号
香川県環境森林部 環境政策課 カーボンニュートラル推進室
再エネ・GX 推進グループ

(3) 実績報告の提出書類

- ・提出書類の用紙サイズは全て A 4 判で統一（A 4 判より小さい書類は A 4 判用紙に貼付／領収書等は A 4 判用紙にコピーしたものを提出。A 4 判より大きい書類は折り畳んで提出。）してください。
- ・書類は、次の所定の提出書類の番号順に揃え、ご提出ください。
- ・所定書類のほかにも、詳細の確認のため必要な資料の提出を求めることがあります。

	提出書類
1	実績報告書(様式第5号)
2	事業実績書及び収支決算書(別紙2)
3	請求書の写し ・補助事業者宛に、補助対象経費を請求されたことが確認可能なもの。
4	領収書の写し ・補助事業者が、補助対象経費を支払ったことが確認可能なもの。 ・補助対象経費が全て含まれるもの。 ・領収書の名義は、申請者本人とすること。(共有名義可。ただし、申請者本人が補助事業に係る経費全額を支払うこと。) ・発行者の印があり、収入印紙を貼付のうえ、消印を行ったものを提出すること。 ※振込による支払の場合も、必ず領収書の提出が必要です。振込依頼書の控え等は、領収書の代わりになりません。 ※割賦による支払（ローン）や立替払（クレジット）等の利用の場合も、必ず領収書を提出してください。ローンの申込用紙、支払明細書等は、領収書の代わり

	にはなりません。
5	設備の仕様内容が分かる書類(交付申請時と同じものである場合は、省略可) カタログ、仕様書の写し等。再エネ設備の場合、導入容量の分かるもの。
6	事業実施場所の位置図(交付申請時と同じものである場合は、省略可) 事業所周辺の見取図及び、建物等構造物の位置や設備の設置位置がわかるような事業所敷地内の見取図。
7	設備に係る工事請負契約書の写し ・原則としてお客様控えの写しを提出すること。 ・注文者は、申請者本人であること。(共有名義可。ただし、申請者本人が補助事業に係る経費全額を支払うこと。) ※補助対象経費が明確に確認できることが必要です。契約書の本文で補助対象経費が確認できない場合は、付属書類(内訳書、見積書等)を添付してください。 ・太陽光発電設備を設置する場合、設置する太陽電池の公称最大出力が、契約書、付属書類、割付図等で確認できること。 ・工事請負契約書の代わりとして、注文書と注文請書(片方のみは不可)又は売買契約書の提出でも可。
8	建物全体の写真 補助対象システムを設置した建物の全体が分かるものを提出すること。
9	設備に係る写真(空調は室内機と室外機の両方の写真) ・設備を設置したことがわかる施工前、施工後の写真(設置の全景と、製造年・型式等が確認できる写真) ・設備を更新する場合は、既存機器の写真(製造年・型式等が確認できる写真)(交付申請時と同じものである場合は、省略可) ・設備の導入台数等(※太陽電池モジュールは太陽電池モジュール枚数)がわかる写真を添付すること。 ・すべての太陽電池モジュールの枚数が確認可能な写真が撮影できない場合は、写真に加え、補足資料としてシステム配置図を提出すること(一部分でも太陽電池モジュールが写っている写真は必要)。 ・設置場所が複数ある場合、配置図と写真が照合できるよう適宜注釈をつけること。
10	(太陽光発電設備を設置する場合) パワーコンディショナーの型式・製造番号・定格出力が確認できる資料 型式名、製造番号及び定格出力が1枚に収まり明確に読み取れる銘板のカラー写真、製品の保証書の写し、検査成績証の写しのいずれかを提出してください。 (検査成績証は出荷時にメーカーが発行するものであること)
11	(太陽光発電設備を設置し、余剰電力を売電する場合) 電力会社との接続契約書、売電契約書等の写し(FIT又はFIP制度を利用していないことが分かるもの。)
12	補助金交付請求書(様式第6号)

	振込先は、補助事業実施者と同一名義の銀行口座とすること。
13	振込先口座が確認できる通帳等の写し 補助金の振込先口座（金融機関名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義）が確認できる通帳等の写しを提出してください。
14	設備を設置する建物の全部事項証明書(新築の事業所(建築物)に太陽光発電設備を設置する場合に限る) ・実績報告書の提出日から3か月以内に発行された建物の全部事項証明書を提出すること。 <u>・補助対象設備を設置する建物及び当該建物が所在する土地は、補助事業者が所有している必要があります。補助事業者と建物又は土地の所有者が異なる場合は、原則として申請できません。</u> <u>・なお、次の※1又は※2に該当する場合に限り、事業実施に係る同意書（任意様式、同意者（土地又は建物の所有者）の署名もしくは記名押印が必要）の添付により申請することができます。</u> ・固定資産台帳の写しやインターネット登記情報提供サービスによるものの代用は、認めていない。 ・新築の事業所（建築物）に太陽光発電設備を設置する場合、令和9年2月1日（月）までに提出できない場合は、補助対象設備に該当しない。 ※1 補助事業者が個人事業主の場合は、配偶者又は1親等内の血族が所有している土地・建物である場合。 ※2 補助事業者が法人の場合は、法人の役員又は子会社等・親会社等が、所有している土地・建物である場合。

（４）補助金の確定・支払い

実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助対象事業の成果が補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知します。

補助金の額を確定しましたら、振込により補助金を支払います。

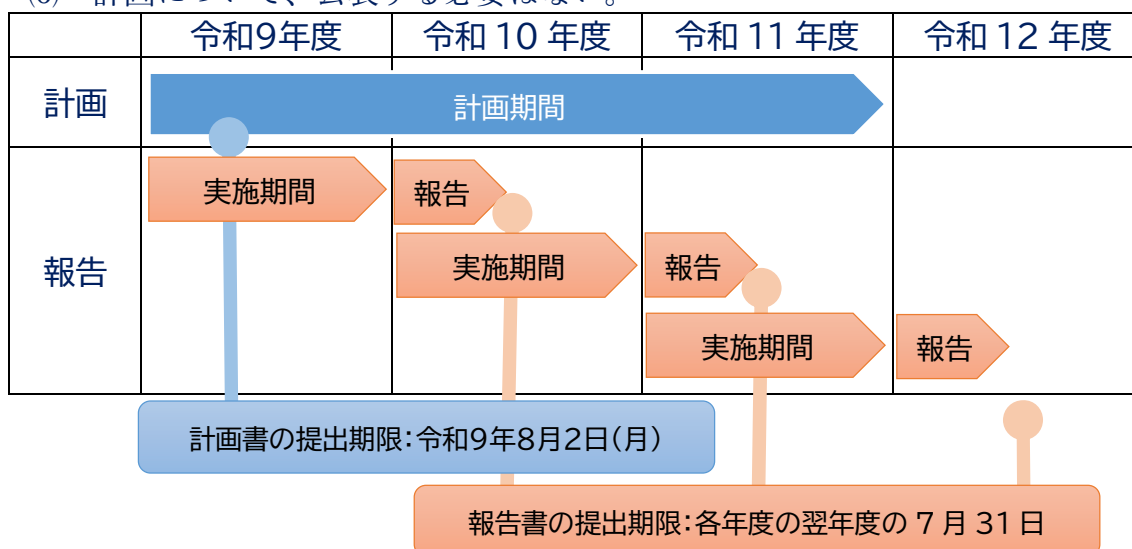
12 温室効果ガスの削減等を定めた計画の策定及び報告

温室効果ガスの削減等を定めた計画の策定及び報告にあたっては、香川県生活環境の保全に関する条例に基づく地球温暖化対策計画・報告・公表制度の手引きに基づき、計画の作成及び報告を行うものとします。

- (1) 計画書の作成等の義務のある事業者（＝特定事業者）に該当しない場合も、計画の作成及び報告の対象とする。
- (2) 事業活動の範囲は、本補助金により省エネ設備の更新、再エネ設備の導

入を行った県内事業所を対象とする。

- (3) 計画期間は、令和 9～11 年度とする。
- (4) 計画書の提出期限は、令和 9 年 8 月 2 日とする。
- (5) 実施状況報告書の提出期限は、各年度の翌年度 7 月 31 日とする。
- (6) 計画について、公表する必要はない。



13 補助事業終了後の留意事項

- (1) この補助金により設置した設備は、補助金の交付の目的にしたがって適正に管理しなければなりません。やむを得ない理由により、補助対象設備を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとする場合は、あらかじめ、財産処分承認申請書（様式第 8 号）を提出し、知事の承認を受ける必要がありますので、事前に県までご相談ください。また、補助金の一部について返還を求める場合があります。
- (2) 天災地変その他自らの責に帰することのできない理由により、設備が壊れたり（毀損）、失われた（滅失）ときは、知事に「財産毀損・滅失届出書」（様式第 7 号）を提出していただく必要がありますので、その場合も県までご相談ください。
- (3) 事業の経費について、他の経理と明確に区分して帳簿及び証拠書類を整備し、その収支を明らかにしておいてください。また、帳簿及び証拠書類は事業の完了した日の属する年度の終了後 5 年間保存しておく必要があります。
- (4) 事業の完了日の属する年度以降、補助金で設置した機器設備の法定耐用年数期間において、必要に応じて、導入した高効率機器とその稼働状況などを確認するための現地調査を行う場合があります。
また、必要に応じて、県、環境省又は会計検査院による現地検査等が実施される場合があります。

- (5) 太陽光発電設備を導入した場合については、補助事業の完了後少なくとも 1 年間の間に発電した電力量や自家消費量等の実績について、状況報告書（様式第 9 号）により、令和 10 年 3 月 31 日までに報告してください。
- (6) CO2 削減効果等の事業成果に関する情報については、他の事業者への普及促進等を目的に広く一般に公開する場合があります。
- (7) 県では、地球温暖化防止対策の参考とするため、補助事業者を対象として、企業の脱炭素経営等に関する調査を実施する場合がありますのでご協力をお願いいたします。